

高知県国営ほ場整備円滑化事業費補助金交付要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、高知県補助金等交付規則（昭和43年高知県規則第7号。以下「規則」という。）第24条の規定に基づき、高知県国営ほ場整備円滑化事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

（補助目的）

第2条 県は、高知南国地区国営緊急農地再編整備事業（以下「国営ほ場整備」という。）の円滑な推進と国営ほ場整備を契機とした「稼げる農業」の早期実現を図るために、別表に掲げる事業実施主体（以下「事業実施主体」という。）が行う事業に必要な経費について、南国市（以下「補助事業者」という。）に対し、予算の範囲内で補助金を交付する。

（補助対象事業）

第3条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、次の各号に掲げるものとする。

（1）基盤整備事業

国営ほ場整備を円滑に推進するために、地域の合意形成に必要な附帯施設等の整備を行う事業

（2）営農推進事業

国営ほ場整備を契機とした「稼げる農業」を実現するために、園芸作物の新規導入・定着等を推進する事業

（補助対象経費、補助率等）

第4条 補助事業の補助対象経費、補助率等は、別表に定めるとおりとする。

（補助金の交付申請）

第5条 補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、別記第1号様式による補助金交付申請書を知事に提出しなければならない。

2 補助事業者は、補助金の交付を申請するに当たって、事業実施主体について当該補助金に関する消費税仕入控除税額等（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入に係る消費税額として控除することができる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）がある場合は、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る仕入に係る消費税等相当額が明らかでない場合については、この限りでない。

(補助事業の着手)

第6条 補助事業者は、補助事業に着手する場合、次条の規定による補助金の交付の決定通知に基づき行うものとする。ただし、やむを得ない事由により補助金の交付の決定前に着手する必要がある場合、補助事業者は、別記第2号様式による補助金交付決定前着手届を知事に提出しなければならない。この届を知事が受理した場合は、受理した日から補助事業に着手することができるものとする。

(交付の決定)

第7条 知事は第5条の申請が適当であると認めたときは、補助金の交付の決定をし、当該補助事業者に通知するものとする。ただし、事業実施主体が次の各号のいずれかに該当すると認めるときを除く。

- (1) 暴力団（高知県暴力団排除条例（平成22年高知県条例第36号。以下「暴排条例」という。）第2条第1号に規定する暴力団という。以下同じ。）又は暴力団員等（暴排条例第2条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）であるとき。
- (2) 暴排条例第18条又は第19条の規定に違反した事実があるとき。
- (3) その役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれに準ずる者と同様以上の支配力を有するものと認められる者を含み、法人以外の団体にあつては、代表者、理事その他これらと同等の責任を有する者をいう。以下同じ。）が暴力団員等であるとき。
- (4) 暴力団員等がその事業活動を支配しているとき。
- (5) 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用しているとき。
- (6) 暴力団又は暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与しているとき。
- (7) いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員等に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与え、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与したとき。
- (8) 業務に関し、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる者がいることを知りながら、これを利用したとき。
- (9) その役員が、自己、その属する法人その他の団体若しくは第三者の利益を図り、又は第三者に損害を加えることを目的として、暴力団又は暴力団員等を利用したとき。
- (10) その役員が暴力団又は暴力団員等と社会的に避難されるべき関係を有しているとき。

(交付決定の取消し)

第8条 知事は、補助事業者及び事業実施主体が前条各号に掲げるいずれかに該当すると認めたときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(補助の条件)

第9条 補助事業者は、補助金の交付の目的を達成するため、次に掲げる事項を遵守するとともに、事業実施主体に補助金を交付する際は、事業実施主体に対し同様の条件を付さなければならない。

- (1) 補助金に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出についての証拠書類を補助事業の終了の翌年度から起算して5年間保管すること。
- (2) 補助事業が予定の期間に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに知事に報告し、その指示を受けなければならないこと。
- (3) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、補助事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、補助金の交付の目的に従って、効率的な運用を図らなければならないこと。
- (4) 補助事業により取得した財産については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)に規定する耐用年数に相当する期間内において、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、廃棄し、貸し付け、又は担保に供する場合は、事前に知事の承認を受けなければならないこと。
- (5) 前号の規定により知事の承認を得て財産の処分をしたことにより収入のあったときは、当該収入の全部又は一部を県に納付しなければならないこと。
- (6) 補助事業の実施に当たっては、第7条各号に掲げるいずれかに該当すると認められるものを事業実施主体及び契約の相手方としないなど、県の暴力団等の排除に係る取扱に準じて行わなければならないこと。
- (7) 事業実施主体においては、県税の全税目で滞納がないこと。ただし、県税の納税義務がない場合は、申立書(参考様式1)を提出すること。
- (8) 事業実施主体においては、県に対する税外未収金債務の滞納がないこと。この場合において、税外未収金債務の滞納がない旨を証する誓約書兼同意書(参考様式2)を提出すること。

(補助事業の変更)

第10条 補助事業者は、次のいずれかの事項に係る変更をしようとするときは、別記第3号様式による補助金変更承認申請書を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

- (1) 補助事業を中止又は廃止する場合
- (2) 補助対象事業ごとの補助対象経費を増額し、又は20パーセントを超えて減額しようとするとき。
- (3) 補助対象事業間の県補助金額の配分を変更しようとするとき。
- (4) 事業実施主体又は事業実施箇所を変更しようとするとき。

(実績報告)

第 11 条 補助事業者は補助事業が完了したときは、別記第 4 号様式による補助金実績報告書を、補助事業の完了の日から起算して 30 日を経過した日又は当該年度の 3 月 31 日のいずれか早い日までに知事に提出しなければならない。

2 第 5 条第 2 項ただし書の規定により補助金の交付を申請した場合は、第 1 項の補助金実績報告書の提出に当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が明らかになったときは、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

3 第 5 条第 2 項ただし書の規定により補助金の交付を申請した場合において、第 1 項の補助金実績報告書を提出した後に、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が確定したときは、その金額（前項の規定により減額した事業実施主体にあっては、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を別記第 5 号様式により速やかに知事に報告するとともに、知事の返還命令を受けて、これを返還しなければならない。

(概算払)

第 12 条 補助事業者は、補助金の概算払の請求をしようとするときは、別記第 6 号様式による概算払請求書を知事に提出しなければならない。

(繰越承認申請書)

第 13 条 補助事業者は、補助事業が年度内に完了し難いと認められ、事業を翌年度に繰り越す必要がある場合は、別記第 7 号様式による繰越承認申請書を提出し、知事の承認を得なければならない。

2 知事は、前項の繰越承認申請書を審査し、適当であると認めたときは、繰越承認通知書により当該補助事業者に対して通知するものとする。

3 補助事業者は、第 1 項の規定により知事の承認を受けた場合は、別記第 8 号様式による年度終了実績報告書を当該年度の 3 月 31 日までに知事に提出しなければならない。ただし、これにより難い場合は、翌年度の 4 月 10 日までに提出しなければならない。

(グリーン購入)

第 14 条 事業実施主体は、事業の実施において物品等を調達する場合は、県が定める「高知県グリーン購入基本方針」に基づき環境物品等の調達に努めるものとする。

(情報の開示)

第 15 条 補助事業又は補助事業者に関して、高知県情報公開条例（平成 2 年高知県条例第 1 号）に基づく開示請求があった場合は、同条例第 6 条第 1 項の規定による非開示項目以外の項目は、原則として開示を行うものとする。

(委任)

第 16 条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項については、知事が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和 4 年 11 月 1 日から施行する。
- 2 この要綱は、令和 9 年 5 月 31 日限り、その効力を失う。ただし、この要綱の規定により交付された補助金については、第 8 条、第 9 条第 1 号及び第 3 号から第 5 号まで、第 11 条第 3 項並びに第 15 条の規定は、同日以降もなおその効力を有する。
- 3 第 13 条の規定に基づき繰越承認を受けた事業については、前項の規定にかかわらず、令和 9 年 5 月 31 日以降もなおその効力を有する。

附 則

- 1 この要綱は、令和 6 年 3 月 21 日から施行する。
- 2 この通知による改正前の本要綱に基づき実施する事業については、なお従前の例による。

別表（第3条関係）

事業区分	事業実施主体	補助対象経費	補助率	補助金上限額
（１）基盤整備事業	・南国市及び土地改良区	国営ほ場整備を円滑に推進するために、地域の合意形成に必要な国営ほ場整備事業の対象とならない附帯施設等の整備に要する経費 1. 地域の合意形成に必要な施設等（取水、排水施設等）	補助対象経費の100分の45以内とし、1,000円未満は切り捨てとする。	1箇所あたり300千円を上限とする。
（２）営農推進事業	・南国市、土地改良区並びに南国市長が認める団体及びグループ等	国営ほ場整備を契機とした「稼げる農業」を実現するために、高収益作物の新規導入・定着等の推進に要する経費 1. 高収益作物の導入推進に必要な調査や研修に要する経費及び栽培指導費等に要する経費（旅費、役務費、使用料、謝金等） 2. 高収益作物の試験栽培等に必要な資材や機械等のリース、機器の購入等に要する経費（使用料、報償費、需用費）	補助対象経費の2分の1以内とし、1,000円未満は切り捨てとする。	1箇所あたり500千円を上限とする。